

令和2年度 兵庫県会計年度任用職員（教育委員会）採用選考案内

受付期間 令和2年2月3日（月）～令和2年2月14日（金）〔必着〕
試験日 受付期間終了後、別途連絡
任用期間 令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）
勤務場所 神戸市又は阪神間の県立特別支援学校

1 募集職種、採用予定人員等

募集 NO	職 名	採用予 定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態	備考
1	就職支援 コーディネーター	1名	担当区域（阪神・神戸・丹波・淡路地区）における障害等のある生徒の就労支援に関する以下に掲げる業務 ①福祉、労働等関係機関と連携した就業先、就業体験先の開拓 ②就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー ③担当区域への開拓情報の発信 ④地域の関係機関とのネットワーク構築 等	障害等のある者の就労支援に関する実務経験を有し、「2 受験資格」を満たす者	1日7時間15分× 週4日 （週29時間）	

（注）採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格

- 任用の日に神戸市又は阪神間の県立特別支援学校に勤務可能な方 ※年齢は問いません
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当しない方
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- その他、希望する職務に必要な資格、能力等を有する方

3 選考方法

- 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- 日 時
面接試験日時は、受付期間終了後、別途お知らせします。
- 場 所
兵庫県庁周辺 ※受付期間終了後、別途お知らせします。

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真貼付）を提出してください。
（応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください）
兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課（兵庫県庁第3号館11階）
〔TEL:078-341-7711 内線:5728〕

【郵送の場合の送付先住所】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

※ 受験票の交付は行いませんので、郵送により提出される場合は、2 月 10 日(月)までに申込先まで電話で受付状況を照会してください。

5 合格発表

発表方法・発表日は、面接試験当日にお知らせします。

6 採用予定時期

- (1) 採用は原則として令和 2 年 4 月 1 日（水）です。
- (2) 配属先は令和 2 年 3 月下旬までに連絡する予定です。

7 任用期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日（採用された年度の末日）までです。

（勤務実績に基づく能力実証等により、4 回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 168,800 円（経験を考慮の上、決定）

※報酬額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別に決定します。また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

- (2) 期末手当

年間計 2.6 月（6 月期 1.3 月、12 月期 1.3 月（在職期間に応じた割り落としあり））

※ 令和 2 年度の 6 月期は 0.39 月、12 月期以降は 1.3 月支給

- (3) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

- (4) 勤務時間

週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日 ※ 配属先所属によって異なる場合あり）

- (5) 休暇

年次有給休暇 10 日（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）有り

- (6) 社会保険

雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入

- (7) 条件付採用

1 ヶ月間

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意して

ください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。